

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照案文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第二条 (略)</p> <p>第二章 登録証明機関</p> <p>第一節 技術基準適合証明</p> <p>第三条〜第五条 (略)</p> <p>(技術基準適合証明の審査等)</p> <p>第六条 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別</p> <p>三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称</p> <p>四 技術基準適合証明番号</p> <p>五 電波の型式、周波数及び空中線電力</p> <p>六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨</p> <p>七 技術基準適合証明をした年月日</p> <p><del>八 公示を希望する日</del></p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項 <u>第一号から第七号まで</u> に掲げる</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第二条 (同上)</p> <p>第二章 登録証明機関</p> <p>第一節 技術基準適合証明</p> <p>第三条〜第五条 (同上)</p> <p>(技術基準適合証明の審査等)</p> <p>第六条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>五 (同上)</p> <p>六 (同上)</p> <p>七 (同上)</p> <p>5・6 (同上)</p> <p>7 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項 <u>各号</u> に掲げる事項(同項第一号に</p>

事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

8・9 (略)

第七条(第十六条 (略))

第二節 特定無線設備の工事設計についての認証

(工事設計認証の審査等)

第十七条 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2・3 (略)

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第八号から第十号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備(法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。)の提出がされなかつた場合に限る。

- 一 工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別
- 三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
- 四 工事設計認証番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨
- 七 工事設計認証をした年月日

八 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものを

掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

8・9 (同上)

第七条(第十六条 (同上))

第二節 特定無線設備の工事設計についての認証

(工事設計認証の審査等)

第十七条 (同上)

2・3 (同上)

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)

い。)

九 別表第三号二において準用する別表第一号一(3)の規定による特性試験の結果

十 工事設計認証をした証明書の写し

十一 公示を希望する日

5・6 (略)

7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項 第一号から第九号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

8～10 (略)

第十八条～第四十三条 (略)

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

5・6 (同上)

7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項 各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

8～10 (同上)

第十八条～第四十三条 (同上)



注1 第17条第4項ただし書に該当する場合は、レ印を入れ、同項第8号から第10号までに掲げる事項を記載又は添付すること。

2 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合証明又は工事設計認証したものについてそれぞれ期間経過後2週間以内に報告すること

3 不要の文字は、抹消すること。

4 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

5 この様式の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第6号～様式第14号（略）

注1 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合証明又は工事設計認証したものについてそれぞれ期間経過後2週間以内に報告すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

4 この様式の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第6号～様式第14号（同左）